

○ 山梨大学学則

制定	平成 16年	4月	1日
改正	平成 17年	12月	1日
	平成 19年	4月	1日
	平成 20年	1月	23日
	平成 20年	3月	19日
	平成 21年	2月	25日
	平成 21年	12月	24日
	平成 22年	7月	21日
	平成 23年	11月	30日
	平成 25年	7月	31日
	平成 26年	11月	28日
	平成 26年	12月	24日
	平成 27年	2月	25日
	平成 27年	11月	26日
	平成 28年	5月	31日
	平成 29年	7月	31日
	平成 30年	1月	30日
	平成 31年	1月	29日
令和	2年	1月	28日
令和	3年	3月	30日
令和	3年	4月	27日
令和	4年	3月	29日
令和	5年	1月	23日
令和	6年	1月	22日
令和	6年	5月	28日

第1節 総則

(目的及び使命)

第1条 山梨大学（以下「本学」という。）は、学術文化を担う開かれた教育研究機関として、それぞれの専門領域での教育研究を推進するとともに、広く諸学の融合による学際領域を創造することを目的とし、豊かな教養と専門知識・技術を備え、倫理性、独創性に富み、自主独立の精神を尊ぶ人材を育成することを使命とする。教育と研究はそのいずれかに偏ることなく、大学全体として相互の調和を図る。

本学は地域社会との連携によって地域の知の中核となり、その知の集積を地域をこえて世界に発信し、国際社会に貢献する。

(学部等)

第2条 本学に、次の学部及び課程・学科を置く。

教育学部	学校教育課程
医学部	医学科
	看護学科
工学部	工学科
生命環境学部	生命工学科
	地域食物科学科
	環境科学科
	地域社会システム学科

- 2 前項の各学部に置く課程・学科の入学定員、編入学定員及び収容定員は、別表第1のとおりとする。
- 3 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第2条の規定に基づく、第1項の各学部、各課程、各学科ごとの人材養成上の目的、及び教育目標は、別表第2のとおりとする。
- 4 学部に置く学科目等については、別に定める。
- 5 本条に定めるもののほか、学部に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 学年、学期及び休業日 (学年)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第4条 学年を次の2学期に分ける。

- | | |
|----|------------------|
| 前期 | 4月1日から9月30日まで |
| 後期 | 10月1日から翌年3月31日まで |

(休業日)

第5条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
(但し、甲府キャンパスにおいては、学年暦で定めた休日授業日を除く)
- 2 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、別に定める。
- 3 臨時の休業日については、その都度定める。

第3節 入学 (入学の時期)

第6条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第7条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に終了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学出願の手続)

第8条 入学志願者は、所定の手続により、願い出なければならない。

(入学者の選考)

第9条 入学志願者については、選考の上、当該学部教授会の意見を聴いて、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第10条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、入学誓約書その他指定の書類を提出するとともに、入学料を納入しなければならない。ただし、入学料の免除及び徴収猶予を願い出た者の入学料の納入については、この限りでない。

2 学長は、前項の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。

(再入学)

第11条 本学を退学し、又は本学から除籍された者が再入学を願い出たときは、選考の上、入学を許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は認めない。

(転入学)

第12条 他の大学から、本学へ転入学を志願する者については、選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の規定により、転入学を志願する者は、現に在籍する大学の学長又は学部長の許可証を提出しなければならない。

(編入学)

第13条 本学に編入学を志願する者（次条に規定する者を除く。）については、選考の上、入学を許可することがある。

2 編入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学卒業者
 - (2) 短期大学卒業者
 - (3) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (4) 高等専門学校卒業者
 - (5) 高等学校等の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
 - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第7条に規定する入学資格を有する者に限る。）
 - (7) その他本学において、これらと同等以上の学力があると認められた者
- 3 前項各号に掲げる者のほか、医学進学課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者の編入学については、医学部が別に定める。

第14条 削除

第15条 削除

(入学前の既修得単位等の取扱)

第16条 第11条から前条までの規定により入学を許可された者の入学前の修得単位の取扱い及び修学すべき年数並びに在学年限については、当該学部が定めるものとする。

(転学部、転課程、転学科等)

第17条 本学の学生で、他の学部に転学部を志願する者がある場合は、当該教授会の意見を聴いて、相当年次に転学部を許可することがある。

- 2 学部の学生で、その所属する学部の課程、学科及びそれらに設置されるコース・専修から、同一学部の他の課程、学科、コース・専修を志願する者については、当該学部教授会の意見を聴いて、許可することがある。
- 3 本条に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第18条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科にあっては6年とする。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第19条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条に規定する大学入学資格を有する者が、第42条に規定する科目等履修生として一定の単位を修得した後に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数等を勘案して当該学部の定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えることはできない。

(在学年限)

第20条 在学年限は、修業年限の2倍を超えることはできない。

- 2 医学部医学科においては、1年次及び2年次、3年次及び4年次並びに5年次及び6年次の各2学年における在学年数はそれぞれ4年を超えることはできない。
- 3 医学部看護学科においては、1年次及び2年次並びに3年次及び4年次の各2学年における在学年数はそれぞれ4年を超えることはできない。

第5節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第21条 教育課程は、本学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設して、体系的に編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、学部等の知識・技能を修得させるとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養できるよう適切に配慮するものとする。

(教育課程及び履修方法)

第22条 教育課程及び履修方法については、山梨大学全学共通教育科目等履修規程及び各学部の定めるところによる。

(授業の方法)

- 23条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
 - 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定める授業の方法により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
 - 3 卒業に必要な所定の単位数のうち、前項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。
 - 4 前項の規定にかかわらず、卒業に必要な所定の単位数が124単位を超える場合において、当該単位数のうち、第1項に規定する授業の方法により64単位以上修得しているときは、第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えることができるものとする。
 - 5 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

(1 単位当たりの授業時間)

第24条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学部の定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、各学部の定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各学部の定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一の授業について、講義と実習など二以上の方法の併用により行なう場合は、第1号及び第2号の規定を考慮の上、大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定に関わらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(他学部の授業科目の履修)

第25条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第26条 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学等において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
- 3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(連携開設科目における授業科目の履修等)

第26条の2 大学設置基準第19条の2に規定する連携開設科目において修得した単位は、30単位を超えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第27条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他の文部科学大臣が別に定める学修について、本学の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第28条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に次の各号のいずれかに該当する単位を有する場合において、その単位を本学入学後の本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- (1) 大学又は短期大学（外国の大学及び短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位
 - (2) 大学設置基準第31条に規定する科目等履修生として修得した単位
- 2 本学が教育上有益と認められるときは、学生が本学入学前に行った前条第1項に規定する学修について、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第26条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の授与)

第29条 一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の審査（以下「試験等」という。）の上、単位を与えるものとする。

2 試験等及び単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 教育職員免許状

(教育職員免許の取得)

第30条 学生が、教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする場合は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部の学科又は課程において前項の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第3のとおりとする。

第7節 留学、休学、復学、転学、退学及び除籍

(留学)

第31条 学生が、第26条第2項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学において修学しようとするときは、所定の手続を経て留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、第18条に規定する修学年限及び第20条に規定する在学年限の期間に算入する。

(休学)

第32条 学生が、病気その他特別の理由により2か月以上修学することができないときは、所定の手続を経て、休学することができる。

2 病気等の理由により修学することが適当でないと認める学生に対しては、学長は、期間を定めて休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第33条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、通算3年（医学部医学科にあっては4年）まで休学を許可することがある。

2 休学した期間は、第18条に規定する修業年限及び第20条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第34条 学生が休学期間にその理由が消滅し、復学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出、復学することができる。

(転学)

第35条 学生が他の大学に転学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第36条 学生が退学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出、学長の許可を受けなければならない。

2 学生が、学業成績不振により成業の見込みがないと認められたときには、所属学部教授会の意見を聴いて、学長は退学を命ずることができる。

(除籍)

第37条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、所定の手続を経て、学長は当該学生を除籍する。

- (1) 第20条の期間在学してなお所定の単位を修得しない者
- (2) 第33条第1項の期間を超えてなお復学できない者
- (3) 入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者のうち、不許可になった者又は半額免除が許可になった者及び徴収猶予が許可された者で、所定の期日までに入学料を納入しない者
- (4) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (5) 長期間にわたり行方不明の者

第8節 卒業及び学位

(卒業及び学位)

第38条 第18条に規定する期間（第16条の規定により在学すべき年数を定められた者については、当該年数）以上在学し、卒業要件単位を修得した者については、所属学部教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する。

2 学士の学位に附記する専攻分野の名称は、別に定める。

第9節 賞罰

(表彰)

第39条 学生として表彰に値する行為があった場合は、学長が表彰することがある。

(懲戒)

第40条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、所属学部教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みのないと認められる者
 - (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 停学の期間は、第18条に規定する修業年限には算入せず、第20条に規定する在学年限には算入する。

第10節 研究生等

(研究生)

第41条 本学において特定の事項について研究することを志願する者に対しては、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第42条 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者に対しては、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第43条 他の大学又は短期大学（外国の大学及び短期大学を含む。）の学生で、本学におい

て特定の授業科目を履修することを志願する者に対しては、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第44条 外国人で、学部学生、研究生、科目等履修生又は特別聴講学生として本学に入学を志願する者に対しては、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第11節 その他

(検定料、入学料及び授業料)

第45条 本学の検定料、入学料及び授業料に関する規程は、別に定める。

(寄宿舎)

第46条 学生は、希望により本学の寄宿舎に入舎することができる。

2 寄宿舎に関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第47条 本学に公開講座を設けることがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第48条 この学則の改正については、教育研究評議会において、出席した委員の過半数の賛成を必要とする。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 山梨大学学則（昭和28年12月11日制定）、山梨医科大学学則（昭和55年3月29日制定）及び山梨大学学則（平成14年10月1日制定）は、廃止する。
- 3 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第17条の規定に基づき、山梨大学及び山梨医科大学を卒業するために必要であった教育課程の履修を本学において行う者に係る教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第117号）第2条の規定による廃止前の国立大学設置法（昭和24年法律第150号）第3条に基づき設置された山梨大学に設置された工学部物質・生命工学科は、平成16年3月31日に同学科に在学する者が在学しなくなるまでの間存続するものとみなし、この間、同学科の教育課程は存続するものとする。
- 5 前項の規定により存続する工学部物質・生命工学科の教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、別に定める。
- 6 附則第4項の規定により存続するものとみなす工学部物質・生命工学科の収容定員は、別表第1にかかわらず、平成16年度から平成18年度までは次のとおりとする

学部・学科	収容定員		
工学部	平成16年度	平成17年度	平成18年度
物質・生命工学科	270人	180人	90人

- 7 附則第4項の規定により存続するものとみなす工学部物質・生命工学科において、教育職員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第2にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	教員免許状の種類及び免許教科	
工学部物質・生命工学科	高等学校教諭 一種免許状	工業

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年1月23日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 第2条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収容定員						
		平成20年度 ～平成29年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成25年度 ～平成29年度
医学部 医学科	110	610	620	630	640	650	660	

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 第2条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収容定員						
		平成21年度 ～平成29年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成26年度 ～平成29年度
医学部 医学科	120	630	650	670	690	710	720	

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 第2条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。なお、平成30年度以降の入学定員及び収容定員は、追って定めるものとする。

学部・学科	入学定員	収容定員						
		平成22年度 ～平成29年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成27年度 ～平成29年度
医学部 医学科	125	655	680	705	730	745	750	

附 則

この規則は、平成22年7月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前に設置されている教育人間科学部国際共生社会課程及びソフトサイエンス課程並びに工学部機械システム工学科、電気電子システム工学科、コンピュータ・メディア工学科、土木環境工学科、応用化学科、生命工学科、循環システム工学科及び当該教育課程は、施行日前に在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成24年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 前項の規定により存続する教育人間科学部の各課程及び工学部の各学科の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(単位：人)

学 部	学科又は課程	収 容 定 員		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
教育人間 科学部	国際共生社会課程	120	80	40
	ソフトサイエンス課程	120	80	40
工学部	機械システム工学科	290	200	100
	電気電子システム工学科	220	150	75
	コンピュータ・メディア工学科	235	160	80
	土木環境工学科	225	150	75
	応用化学科	150	100	50
	生命工学科	105	70	35
	循環システム工学科	135	90	45

4 附則第2項の規定により存続する教育人間科学部の各課程及び工学部の各学科において、教育職員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、第30条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学科又は課程		教員免許状の種類及び免許教科又は領域	
教育人間科学部	国際共生社会 課程	共生社会コース	高等学校教諭 一種免許状	商業
工学部	機械システム工学科 電気電子システム工学科 土木環境工学科 応用化学科 生命工学科 循環システム工学科		高等学校教諭 一種免許状	工業
	コンピュータ・メディア工学科			情報

5 生命環境学部の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
(単位：人)

学 部	学科又は課程	収 容 定 員		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
生命環境学部	生命工学科	35	70	105
	地域食物科学科	30	60	90
	環境科学科	30	60	90
	地域社会システム学科	35	70	105
	合 計	130	260	390

附 則

この規則は、平成25年7月31日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行し、第2条及び第30条については、平成26年12月24日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に設置されている教育人間科学部学校教育課程及び生涯学習課程は、施行日前に在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成28年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する教育人間科学部学校教育課程及び生涯学習課程の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(単位：人)

学 部	課 程	収 容 定 員		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
教育人間 科学部	学校教育課程	375	250	125
	生涯学習課程	60	40	20

- 4 生命環境学部の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(単位：人)

学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
生命環境学部	生命工学科	140	140	140
	地域食物科学科	127	134	141
	環境科学科	120	120	120
	地域社会システム学科	153	166	179
	合 計	540	560	580

附 則

この規則は、平成28年5月31日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成30年度から平成36年度までは、次のとおりとする。なお、平成37年度以降の入学定員及び収容定員は、追って定めるものとする。

学部・学科等	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度
医学部 医学科	入学定員	125	125	105	105	105	105	—
	収容定員	750	750	730	710	690	670	650

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項に定める医学部看護学科の平成31年度の収容定員は、同項の規定にかかわらず、250人とする。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、令和2年度から令和8年度までは、次のとおりとする。

学部・学科		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医学部 医学科	入学定員	125	125	105	105	105	105	105
	収容定員	750	750	730	710	690	670	650

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月27日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 教育学部及び生命環境学部の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(単位：人)

学 部	学科又は課程	収 容 定 員		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育学部	学校教育課程	495	490	485
	計	495	490	485
生命環境学部	生命工学科	145	150	155
	地域食物科学科	148	148	148
	環境科学科	120	120	120
	地域社会システム学科	192	192	192
	計	605	610	615

- 3 医学部医学科の入学定員及び収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、令和4年度から令和9年度までは、次のとおりとする。

(単位：人)

学部・学科		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
医学部 医学科	入学定員	125	105	105	105	105	105
	収容定員	750	730	710	690	670	650

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 医学部医学科の入学定員及び収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、令和5年度から令和10年度までは、次のとおりとする。

(単位：人)

学部・学科		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
医学部 医学科	入学定員	125	105	105	105	105	105
	収容定員	750	730	710	690	670	650

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 医学部医学科の入学定員及び収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、令和6年度から令和11年度までは、次のとおりとする。

(単位：人)

学部・学科		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
医学部 医学科	入学定員	125	105	105	105	105	105
	収容定員	750	730	710	690	670	650

- 3 附則第1項の規定にかかわらず、施行日前に設置されている工学部機械工学科、メカトロニクス工学科、電気電子工学科、コンピュータ理工学科、土木環境工学科、応用化学科、先端材料理工学科及び当該教育課程は、施行日前に在学する者（以下「在学者」という。）並びに令和6年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 前項の規定により存続する工学部の各学科の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学科	収 容 定 員		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
工学部	機械工学科	185	130	65
	メカトロニクス工学科	165	110	55
	電気電子工学科	175	120	60
	コンピュータ理工学科	175	120	60
	土木環境工学科	165	110	55
	応用化学科	165	110	55
	先端材料理工学科	105	70	35

- 5 附則第3項の規定により存続する工学部の各学科において、教育職員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、第30条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学科	教員免許状の種類及び免許教科 又は領域
工学部	機械工学科	高等学校教諭 一種免許状
	メカトロニクス工学科	
	電気電子工学科	
	土木環境工学科	
	コンピュータ理工学科	
	応用化学科	
	先端材料理工学科	

附 則

この規則は、令和6年5月28日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表第1（第2条第2項関係）

(単位：人)

学 部	学科又は課程	入学定員	編入学定員	収容定員
教育学部	学校教育課程	1 2 0		4 8 0
	計	1 2 0		4 8 0
医学部	医学科	1 0 5		6 3 0
	看護学科	6 0		2 4 0
	計	1 6 5		8 7 0
工学部	工学科	3 6 5	2 0	1, 5 0 0
	計	3 6 5	2 0	1, 5 0 0
生命環境学部	生命工学科	4 0		1 6 0
	地域食物科学科	3 7		1 4 8
	環境科学科	3 0		1 2 0
	地域社会システム学科	4 8		1 9 2
	計	1 5 5		6 2 0
合 計		8 0 5	2 0	3, 4 7 0

別表第2(第2条第3項関係)

学部	人材養成上の目的	教育目標
教育学部	人間と文化・社会に関する幅広い視野と教養をもち、人間の生涯発達と学習についての専門的な知識を備え、豊かな人間生活の構築に寄与する人材の養成	人間の生涯発達を視野に収め、教育に対する情熱と課題を解決する高い実践力を備え、豊かな人間生活の構築に寄与する教育人の養成を目指します。
医学部	深い人間愛と広い視野を持ち、医の倫理を身につけ、科学的根拠に基づいた医学的知識、技術を備え、地域医療や国際医療に貢献できる医療人や国際的に活躍できる優れた研究者の養成	病める人の苦痛を自らの苦痛と感じることができ、生涯にわたって医学的知識、技術の修得に努め、地域社会・国際社会の保健医療・福祉に貢献する人材及び疾患の原因解明や治療法の開発に寄与できる研究者の養成を目指します。
工学部	広い教養と深い専門知識を身につけ、豊かな想像力と優れた判断力を備えた、将来を担う工学系技術者の養成	基礎的・専門的学力、論理的な表現力やコミュニケーション能力を修得するとともに、工学技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者が社会に負っている責任を理解し、科学的知見と技術を総合して社会的課題を解決する能力、すなわちエンジニアリングデザイン能力を身につけた人材の養成を目指します。
生命環境学部	自然と社会の共生科学に基づき、広い視野と深い専門知識を身につけ、持続可能な地域社会の繁栄を担う人材の養成	生命科学・食物生産・環境科学・社会科学に関する実践教育により、広範な知識を統合し、問題を発見し解決する能力を身につけ、自然と社会の共生科学の観点から持続可能で豊かな地域社会を実現できる人材の養成を目指します。

学科、課程	人材養成上の目的	教育目標
学校教育課程	子どもの発達と教育の道筋を学び、新しい時代の教育文化と学校教育を担い切り拓く人材の養成	人間の生涯発達・生涯学習のなかで学校教育の課題を捉え、教育文化・教科の広がりを見通すことのできる豊かな教養を基盤に、 ① 子どもの発達と教育の過程を長期スパンで把握するとともに、個々の内面と可能性を深く洞察することができ、 ② 学校教育の特定の教科、あるいは幼小連携、特別支援、学校運営といった特定の課題に関して、得意分野を持ち、 ③ 教室の内外における実践活動を計画・実行し、その結果を評価・省察して、次の教育活動に活かすことのできる、 実践的指導力の高い教育者の養成を目指します。
医学科	現代医療・医学を担う、優れた臨床医・医学研究者の養成	幅広い知識と高度な技能の獲得とともに、人格の涵養にも重点を置いた教育プログラムを実施し、21世紀の医療を担う優れた医師及び医学研究者の養成を目指します。
看護学科	深い人間愛と広い視野を持つ、人間性豊かな看護専門職の養成	社会的ニーズを的確に捉え、急速に進展する保健・医療・福祉の動向にも目を向けつつ、創造と実践による教育・研究を行い、質の高い看護サービスを提供できる優れた看護専門職と、将来指導的立場で活躍できる人材の養成を目指します。
工学科	広い教養と深い専門知識を身につけ、豊かな想像力と優れた判断力を備えた、将来を担う工学系技術者の養成（再掲）	基礎的・専門的学力、論理的な表現力やコミュニケーション能力を修得するとともに、工学技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者が社会に負っている責任を理解し、科学的知見と技術を総合して社会的課題を解決する能力、すなわちエンジニアリングデザイン能力を身につけた人材の養成を目指します。（再掲）
生命工学科	最先端のバイオテクノロジーで人類の未来を切り拓く人材の養成	生命工学は生物が持つ多様な機能を解明し、それらの応用を目指す学問分野です。生命工学が生み出す先端のバイオテクノロジーは、様々な分野に大きな変革をもたらしています。バイオテクノロジーによって解決すべき課題を自らの力で見いだし、それらの課題を高い創造性をもって解決できる能力を備えた研究者、技術者の養成を目指します。
地域食物科学科	食の美味しさや豊かさを探求し、人類が直面する食料問題の解決を目指す人材の養成	食物科学や農学に関する専門知識・技術を基礎として、果樹・野菜生産や食品製造、資源・環境などの多角的な視点から、人類が直面する食料問題に取り組める人材の養成を目指します。 「ワイン科学特別コース」 ブドウやワインに関する高度な専門知識と実践的な技術力を備え、ワイン製造に熱意を持った技術者・研究者の養成を目指します。
環境科学科	人類の生存基盤である地	人と自然との関わりを理解し、自然環境の現

	球環境の理解を通じ、自然と共生した持続可能な社会の形成に貢献できる人材を養成	状や人間活動の影響を分析・評価するための環境計測技術と環境保全施策に関する専門知識を兼ね備え、さらに多様な立場・分野・考えをもつ人々と協働しながら環境課題の解決に取り組むことのできる人材の養成を目指します。
地域社会システム学科	持続可能な社会の繁栄という観点から新たな発展モデルの確立を目指し、社会経営に関わる理論的知識と実践力をバランスよく身につけた人材の養成	社会経営すなわち企業や社会のマネジメントに関連の深い経済学、経営学、法律学、政治学の4分野の基礎的知識および、実務能力の基盤となる数理的手法と調査手法を修得するとともに、グローバル系科目やローカル系実習科目を用意し、国際的な視座を獲得することにより、地域の持続的発展に向けて社会を経営する能力を持つ人材の養成を目指します。

別表第3（第30条第2項関係）

学 部	学科又は課程	教員免許状の種類及び免許教科又は領域	
教育学部	学校教育課程	小学校教諭 一種免許状	
		中学校教諭 一種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭 一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、書道、保健体育、家庭、情報、工業、英語
		特別支援学校教諭 一種免許状	(知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)
		幼稚園教諭 一種免許状	
工学部	工学科	高等学校教諭 一種免許状	理科、工業

<改正記録>

- H19. 4. 1 学校教育法の改正に伴う名称変更（養護学校 → 特別支援学校）
- H20. 1. 23 学校教育法の改正に伴う引用条項の番号変更
- H20. 3. 19 第 24 条第 1 項に、第 3 号として講義、実習等を併用した場合を追加
医学部医学科の入学定員を、10 年間 10 名増とする旨、附則に記載
- H21. 2. 25 医学部医学科の入学定員及び収容定員を変更（附則及び別表 1）
- H21. 12. 24 医学部医学科の入学定員及び収容定員を変更（附則）
※ 文部科学省からの決定通知日で改正
- H22. 7. 21 別表 2 「教員免許状の種類及び免許教科」から「養護教諭一種免許状」を削除
- H24. 4. 1 学部改編及び生命環境学部設置に伴う改正
- H25. 4. 1 第 15 条「工学部への特別編入学」を削除
- H26. 11. 28 学校教育法等改正に伴う改正
- H26. 12. 24 「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」を追記
- H27. 2. 25 別表第 3 「教員免許状の種類及び免許教科又は領域」のうち「特別支援学校教諭一種免許状」に「(病弱者)」を追加
- H27. 11. 26 平成 28 年度からの教育組織改編（生命環境学専攻の設置、工学専攻の設置、医工農学総合教育部・生命医科学専攻・教育学部への名称変更）に伴う改正
- H28. 5. 31 学校教育法の改正に伴う編入学者の資格追加
- H29. 7. 31 医学部医学科の入学定員及び収容定員を変更（附則）
- H30. 1. 30 医学部医学科の入学定員及び収容定員を変更（附則）
- H31. 1. 29 医学部看護学科への編入学を廃止（第 14 条を削除、別表第 1 を改正）
生命環境学部における高等学校教諭一種免許状の取得を廃止（別表第 3 を改正）
- R 2. 1. 28 医学部医学科の入学定員及び収容定員を変更（附則）
工学部の学科名称変更に伴う改正（第 2 条、別表第 1～第 3 を改正）
- R 3. 3. 30 別表第 2 「地域食物科学科」の「ワイン科学特別コース」における教育目標を変更
別表第 3 「教育学部」の「学校教育課程」における「教員免許状の種類及び免許教科又は領域」のうち「高等学校教諭一種免許状」に「工業」を追加
- R 3. 4. 27 第 26 条の 2 「連携開設科目における授業科目の履修等」を追加
- R 4. 3. 29 教育学部学校教育課程、医学部医学科及び生命環境学部生命工学科の入学定員及び収容定員を変更（附則、別表第 1）
環境科学科における人材養成上の目的と教育目標を変更（別表第 2）
- R 5. 1. 23 医学部医学科の入学定員及び収容定員を変更（附則）
- R 6. 1. 22 工学部の改組（7 学科から 1 学科複数コースへの再編）に伴う学科の改正（第 2 条）、
附則の追加、人材養成上の目的、教育目標（別表第 2）の変更

休業日に係る規定（第5条）の改正
医学部医学科の入学定員に係る令和6年度暫定増措置に伴う附則の追加